

## 随意契約理由書

件名	本庁舎ガスタービン発電設備保守点検業務
契約の相手方	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社 西日本本部
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>当設備は電力会社の停電等により1～4号館の消防設備(消火栓、スプリンクラー設備など)への電力供給が途絶えた場合の代替電源として機能するものである。</p> <p>当設備は神戸市向けに三菱電機(株)が独自にシステム設計及び製作したものである。また、中枢システムであるビル管理システム(三菱電機(株)が設計・製作)とも連携して機能している。</p> <p>当業務を行うには、三菱電機(株)から同社製品のメンテナンス担当会社として指定され、またシステム機能及び構造等についての技術資料等の提供を三菱電機(株)から受けている上記業者でなければ扱えないことから、随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	行財政局庁舎管理課庁舎管理係 (電話番号 322-5067)